

議第 56 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

【下呂市金山森林総合利用促進施設の一部の建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市金山町弓掛625番地1	憩いの家 ささゆり	木造平屋建て	267.73m ²

2. 譲与する相手方



3. 譲与する理由

本施設を下呂市の公の施設見直し方針により廃止としたところ、土地所有者より、譲与を受けたいと申し出があったため、上記の者に譲与するもの。

4. 譲与する日

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服部 秀洋

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。